

【住民活動補助金】周辺自治体状況一覧

【資料2】

自治体名	藤沢市	平塚市	小田原市	茅ヶ崎市	逗子市	二宮町	中井町	大磯町
補助金名称	藤沢市公益的市民活動助成事業	平塚市市民活動推進補助金	小田原市市民活動応援補助金	市民活動げんき基金補助	市民活動支援補助金	二宮町市民活動推進補助金	中井町まちづくり活動支援補助金制度	大磯町公募型補助金(町民活動推進補助金)
目的	市内を中心に公益的市民活動を行う団体が組織基盤強化をするための取り組みに対し、助成。	平塚市市民活動推進条例第7条第2号に規定する市民活動の推進のために必要な財政的支援措置を講ずるため、補助金を交付する制度。	市民活動の活性化を図り、市民の創意を生かした市民主体のまちづくりを進めるため、予算の範囲内において、小田原市市民活動応援補助金(以下「補助金」という。)を交付する。	「市民活動げんき基金(茅ヶ崎市市民活動推進基金)」を財源に、市民の皆さまの自主的で公益的な市民活動を財政的に支援する制度。	市民活動を行う団体の公益的な活動に対し、団体を育てていくとともに、様々な地域課題の解決を図ることを目的に市民活動支援補助金を交付。	二宮町町民参加条例第12条第4項に基づき、町民活動団体が自主的・自発的に行う公益活動を財政的に支援することにより、町民活動団体の活性化と自立を図るとともに町民参加のまちづくりを推進することを目的に町民活動推進補助金を交付。	地域で活動する様々な団体を対象とし、地域の活性化やまちづくり活動への取り組みに対して、資金面で支援することにより、町民活動団体の活性化と自立を図るとともに町民参加のまちづくりを推進することを目的に町民活動推進補助金を交付。	町内で、様々な分野において意欲的に活動する団体等を対象に、町で定めた一定の交付基準を満たす事業を行う場合に補助金を交付
補助区分	<p>【一般の団体】 :団体の予算額の50%以内とし、30万円を限度額とする。設立3年未満の団体で今回初めて助成を受けようとする団体は、団体予算額の80%以内で、30万円を限度額とする。1事業1回</p> <p>【若者を中心とする団体】 :団体の予算額の90%とし、15万円を限度額とする。1事業1回</p>	<p>【入門コース・発展コース】 :主として平塚市内で行われる公益的活動・事業。 入門コース 1団体10万円まで、1回。 発展コース1団体3回50万円まで、3回。</p> <p>【組織基盤整備コース】 :目的(ミッション)達成のために、人材育成や、情報発信力強化、自主財源確保、中長期事業計画の策定など、団体が抱える組織課題の解決を図り、組織基盤を整備するための事業。 1団体への補助額20万円以内2回まで。</p>	<p>【スタートアップコース】 :地域社会の抱える課題の解決に向けて、新たに取り組む事業。 ・助成限度額 直接要する経費から国、県その他地方公共団体の補助金等を控除した額。10万円を上限。1事業に対して1回限り</p> <p>【ステップアップコース】 :地域社会の抱える課題の解決に向けて、これまで行ってきた市民活動の事業の拡充又は更なる展開を図ろうとする事業。 ステップアップコースプランA 対象となる事業に直接要する経費から国、県その他地方公共団体の補助金等を控除した額の70%又は20万円の低い方の額を上限。 ステップアップコースプランB 対象となる事業に直接要する経費から国、県その他地方公共団体の補助金等を控除した額の50%又は30万円の低い方の額を上限。 ステップアップコースプランA、プランBを合わせて3回までの交付</p>	<p>【市民活動スタート支援】 :本制度による助成を受けたことがない団体、 ・助成限度額 対象となる事業に要する経費から、国、県または他の地方公共団体の補助金等を控除した額の90%または10万円のいずれか低い方を上限</p> <p>【市民活動ステップアップ支援】 :対象団体 市民活動スタート支援を受けたことがある団体、または設立後2年以上の団体 ・助成限度額 対象となる事業に要する経費から、国、県または他の地方公共団体の補助金等を控除した額の80%または60万円のいずれか低い方を上限</p>	<p>【ステップ1】 :市民活動を立ち上げ、又は市民活動を軌道に乗せるために要する初期的経費が対象。50,000円・団体の活動を軌道に乗せるために必要と判断される場合には、第二年度に上限額の1/2、第三年度に上限額の1/4までの補助金を交付し、最大で3年間交付</p> <p>【ステップ2】 :団体等の活動を更に発展させるために必要な経費とし、事業実施に必要な経費の2分の1以内の額を対象。200,000円・複数年実施することにより、さらなる効果が期待できる場合には、最大で3年間交付</p>	<p>【町民活動スタート支援】 :本制度による補助金を受けたことがない団体。対象事業費以内1団体あたり上限5万円、1回</p> <p>【町民活動ステップアップ支援】 :組織基盤の整備や強化に直接様する経費の5分の4で1団体あたり上限20万円 スタート支援とステップアップ支援合わせて3回まで</p>	<p>【①自立支援コース】 :団体活動の自立化を支援団体。設立後1年未満の団体を対象。補助対象経費の総額以内とし、5万円を限度、3回まで</p> <p>【②活動支援コース】 : 団体活動の育成・継続を支援。団体設立後1年以上の団体を対象。補助対象経費の3分の2以内とし、10万円を限度、3回まで</p> <p>【③発展支援コース】 : 団体活動の発展を支援。団体設立後1年以上の団体を対象。補助対象経費の3分の2以内とし、30万円を限度。3回まで プレゼンテーションにより、まちづくり審査会が審査。活動終了後、活動報告会を行う。</p> <p>【④自治会支援コース】 : 自治会活動の継続・発展を支援。補助対象経費の2分の1以内とし、5万円を限度。 ※発展支援コース以外は、書類審査により町が交付決定。</p>	<p>【設立後1年未満の団体等】 :補助対象の合計 経費の100%上限10万円</p> <p>【設立後1年以上の団体等】 :補助対象の合計 経費の50% 上限50万円 設立1年未満、1年以上の補助を合せて3回まで</p>
審査方法	公開プレゼンテーション	書類審査、公開の場でのプレゼンテーションにより選考。審査は非公開で実施。	第一次審査:書類審査により、第二次審査を受けることのできる事業を選考。 第二次審査:応募者による公開プレゼンテーション。委員会による非公開審査。	書類審査、公開プレゼンテーション・公開ヒアリング	公開プレゼンテーション・審査委員会	①公開プレゼンテーション *審査は各委員がそれぞれの判断に基づいて個別に判定いたしますので、合計点数等はお知らせできませんが、不交付の理由等についての質問には回答しない。	○ 発展支援コース: 書類審査、プレゼンテーション。 ○ 発展支援コース以外: 書類審査	公開プレゼンテーション。審議会は非公開。
中間報告	進捗状況確認書等を提出と、中間報告会に参加。	中間ヒアリング	—	—	中間報告会(公開)	年度の途中に審査員を務めた町民活動推進委員が現場確認し、活動の実施状況などの現場確認等を行う	—	—
報告	報告会	報告会	事業報告会	実施報告会	実施報告会(公開)	活動報告会	無。③発展コース以外は書類による活動報告のみ。	事業結果報告会
備考	* 令和元年度の公益的市民まちづくりパートナーシップ事業提案制度と合わせて見直しを行うため、活動助成事業の募集は行わない。団体組織の継続性や発展性を検討し、また、市民活動推進計画の見直しにより、休止中。				*平成30年度以降実施事業の募集を休止。市の財政不足が理由。再開の予定は無し。団体の自立につながった面もあった。		発展支援コースの応募実績無。	